

# 小樽市訪問型サービス(独自)サービスコード表

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位 日割りの場合	39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位 日割りの場合	77	1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割	3,727単位 日割りの場合	123	1日につき		
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	1単位減算	-1	1日につき		
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算		200単位加算	200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算		
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)		所定単位数の221/1000 加算
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)		所定単位数の208/1000 加算
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)		所定単位数の200/1000 加算
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)		所定単位数の187/1000 加算
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)		所定単位数の184/1000 加算
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)		所定単位数の163/1000 加算
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)		所定単位数の163/1000 加算
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)		所定単位数の158/1000 加算
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)		所定単位数の142/1000 加算
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)		所定単位数の139/1000 加算
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)		所定単位数の121/1000 加算		
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)		所定単位数の118/1000 加算		
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)		所定単位数の100/1000 加算		
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)		所定単位数の 76/1000 加算		
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき	
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2 6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算		ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」、「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【色分けルール】  
 ・水色→新設  
 ・黄色又は赤字→変更  
 ・灰色→廃止

小樽市通所型サービス(独自)サービスコード表(「事業対象者」、「要支援1」、「要支援2(週2回程度利用)」の場合)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	59単位	59	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位	3,621	3,621	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割の場合	119単位	119	1日につき
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		事業対象者・要支援1	1単位減算	日割の場合	-1	1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36単位減算	-36	1月につき	
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援2(週2回程度)	1単位減算	日割の場合	-1	1日につき
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		事業対象者・要支援1	1単位減算	日割の場合	-1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36単位減算	-36	1月につき	
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援2(週2回程度)	1単位減算	日割の場合	-1	1日につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1日につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	1日につき
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6 5010	通所型独自生活上向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス強化加算		480単位加算	480		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	1月につき
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	176単位加算	176		
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	144単位加算	144		
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回程度)	48単位加算	48		
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月)に1回を限度	100単位加算	100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6月)に1回を限度	20単位加算	20	1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6月)に1回を限度	5単位加算	5	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40		
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の96/1000加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算			
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1)	所定単位数の81/1000加算		
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (2)	所定単位数の76/1000加算		
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (3)	所定単位数の79/1000加算		
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (4)	所定単位数の74/1000加算		
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (5)	所定単位数の65/1000加算		
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6)	所定単位数の63/1000加算		
A6 6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (7)	所定単位数の56/1000加算		
A6 6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (8)	所定単位数の69/1000加算		
A6 6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (9)	所定単位数の54/1000加算		
A6 6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (10)	所定単位数の45/1000加算		
A6 6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (11)	所定単位数の53/1000加算			
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (12)	所定単位数の43/1000加算			
A6 6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (13)	所定単位数の44/1000加算			
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (14)	所定単位数の33/1000加算			
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算			
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算			
A6 6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超			3,621単位		2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6 9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・人欠			3,621単位		2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

小樽市通所型サービス(独自)サービスコード表(「要支援2で週1回程度利用」の場合)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1221 通所型独自サービス/212	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	1,798 1月につき		
A6	1222 通所型独自サービス/212日割		日割の場合	59単位	59 1日につき		
A6	C223 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算212	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18 1日につき		
A6	C224 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算212日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき		
A6	D223 通所型独自業務継続計画未策定減算212	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18 1月につき		
A6	D224 通所型独自業務継続計画未策定減算212日割		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき		
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき		
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき		
A6	6126 通所型独自サービス同一建物減算/22	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		376単位減算	-376 1月につき		
A6	5622 通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47 片道につき		
A6	5020 通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100		
A6	6129 通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ハ	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240		
A6	6120 通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ニ	栄養アセスメント加算	50単位加算	50		
A6	5013 通所型独自サービス栄養改善加算/2	ホ	栄養改善加算	200単位加算	200		
A6	5014 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ヘ	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5021 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6320 通所型独自一体的サービス提供加算/2	ト	一体的サービス強化加算	480単位加算	480 1月につき		
A6	6022 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22	チ	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位加算	88	
A6	6128 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位加算	72	
A6	6124 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24	
A6	4011 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	リ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4012 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	6210 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ヌ	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき	
A6	6211 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6321 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ル	科学的介護推進体制加算	40単位加算	40		
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算		
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算		
A6	6381 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000加算	
A6	6382 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の76/1000加算	
A6	6383 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の79/1000加算	
A6	6384 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の74/1000加算	
A6	6385 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の65/1000加算	
A6	6386 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の63/1000加算	
A6	6387 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の56/1000加算	
A6	6388 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の69/1000加算	
A6	6389 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の54/1000加算	
A6	6390 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10				(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の45/1000加算	
A6	6391 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の53/1000加算			
A6	6392 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の43/1000加算			
A6	6393 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の44/1000加算			
A6	6394 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の33/1000加算			
A6	6118 通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6	6119 通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6	6114 通所型サービスベースアップ等支援加算	カ	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	8014 通所型サービス212・定超	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259 1月につき
A6	8015 通所型サービス212日割・定超			59単位		41 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	9014 通所型サービス212・人欠	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259 1月につき
A6	9015 通所型サービス212日割・人欠			59単位		41 1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

## 小樽市介護予防ケアマネジメント 費用コード

費用コード		費用コード名称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
AF	1001	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	介護予防ケアマネジメント	442単位	1月につき		
AF	1007	介護予防ケアマネジメント(減算A)		高齢者虐待防止措置未実施減算 (減算A)	438単位		438	
AF	1008	介護予防ケアマネジメント (減算Aかつ減算B)		4単位減算	業務継続計画未策定減算 (減算B)		434単位	434
AF	1009	介護予防ケアマネジメント(減算B)		業務継続計画未策定減算(減算B)	4単位減算		438単位	438
AF	1010	介護予防ケアマネジメント初回加算		初回加算	300単位加算		300	
AF	1011	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	委託連携加算	300単位加算	300			

※予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画となるので、「介護予防サービスコード」を使用